

企画提案競技に係る質問およびその回答

公募案件名	令和6年度データおよび ICT ツールを活用した市町健康づくり支援事業 (ICT ツール市町導入・普及支援事業)
-------	---

No	1
回答日	4月23日
該当箇所	募集要項「5. 企画提案に係る手続き」
質問内容	応募図書として、「企画提案書」以外に「その他提案内容を説明する書類」が掲載されているが、「企画提案書」と「その他提案内容を説明する資料」において記載すべきあるいは記載可能な内容に違いはあるか。企画提案書を作成する中で、4枚以内に収まりきらなかった場合、その分を「その他提案内容を説明する資料」に記載するような使い方をしても問題ないか。
回答	今回の審査会においては「企画提案書」が本体資料、「その他提案内容を説明する資料」は、企画提案書の内容の補足資料と想定している。そのため、「企画提案書」は提案の概要および全体像がわかる簡潔な資料を（A4片面）4枚以内で作成いただきたい。4枚以内に収まらない部分を補足として「その他提案内容を説明する資料」に記載するような使い方は差し支えないが、「企画提案書」を参照するのみでも提案の全体がわかるような構成を意識いただきたい。 なお、審査会当日に事前提出（応募図書）以外の配布資料を持ち込み、それらを用いてプレゼンすることも許可するが、当日配付資料は、審査委員には当日のプレゼン直前にしか配布できず、事前の書面審査の際には審査対象外となることを留意されたい。

No	2
回答日	4月23日
該当箇所	募集要項「5. 企画提案に係る手続き」
質問内容	審査にあたり、経費積算見積書に記載した金額はどのように評価されるか。府省の一般競争入札制度（総合評価方式）における価格点のようなものは存在するか。
回答	審査基準については、募集要項「6. 事業者の選定 ③審査基準」に記載のとおり、ア 実績、事業遂行能力、イ 実施体制、関係機関との連携体制、ウ 効果・効率性、エ 創造性・先進性の観点から総合的に提案内容を評価する。 経費積算見積価格に関しては、ウ 効果・効率性の観点から、提案内容や期待される効果との費用対効果などを評価する要因の1つではあるが、一般競争入札制度（総合評価方式）における価格点のような採点方法は行わない。

No	3
回答日	4月23日
該当箇所	募集要項「5. 企画提案に係る手続き」
質問内容	企画提案書の提出にあたり、「持参または郵送」と記載されているが、宅配業者による配送も、配達記録が残る方法であれば問題ないか。
回答	宅配業者による配送でも差し支えない。 ただし、4月30日（火）17時には到着するよう発送いただきたい。

No	4
回答日	4月23日
該当箇所	募集要項「6. 事業者の選定」
質問内容	審査会について、1事業者のプレゼンテーション及び質疑応答の時間はどの程度を想定されているか。また、当日使用可能な資料は「企画提案書」のみか。それ以外の「その他提案内容を説明する資料」等も使用可能か。
回答	1事業者あたり、プレゼン10分+質疑応答20分の計30分を想定している。ただし、応募事業者が多数になった場合は、1者あたりの時間を短くするなどの対応をすることがある。 事前提出資料（応募図書）一式は、審査員に事前配布する。 基本的に、事前提出した資料を説明いただく事を想定しているが、No1の回答のように審査会当日に事前提出以外の配布資料を持ち込み、それらを用いてプレゼンすることも許可する。当日持ち込み資料の枚数制限はないが、指定のプレゼン時間内で説明可能なものとしていただきたい。また、当日会場にはテレビモニター（またはプロジェクター）を用意するため、PCを持ち込み、PowerPoint等を使用したプレゼンをしていただいても構わない。

No	5
回答日	4月23日
該当箇所	仕様書「4. (2) ICT ツール活用マニュアルの利用状況および ICT 活用実態調査」
質問内容	対象者が市町職員となっているが、貴県県内の全ての市町 41 団体の職員が対象か。実施回数が1回/年となっているが、例えば電話ヒアリングを行う場合、1回のみでは1自治体のみしかヒアリングできないことになる。
回答日	県内41市町の職員を対象とした調査を1回行うという意味であり、調査行為を1回に限定しているわけではないため、留意いただきたい。 アンケートと電話調査を組み合わせるなど、調査方法や内容については事業者の提案事項となるため、創意工夫のある提案をいただきたい。

No	6
回答日	4月23日
該当箇所	-
質問内容	企画提案書作成にあたり、仕様書に記載されている業務以外に関しても、本委託事業の目的に照らし、有用と考えた場合は記載して問題ないか。
回答	仕様書の事業の目的に沿った内容であれば差し支えないが、提示している仕様書の内容を全て実施したうえでの追加提案としていただきたい。また、審査委員の当日意見等を勘案し、審査会後に受託候補事業者と仕様書内容を調整する場を設けるため、その際には、兵庫県の指示に沿っていただくことが必要。

No	7
回答日	4月23日
該当箇所	募集要項「5. 企画提案に係る手続き」
質問内容	兵庫県内に事業所が無い場合、応募図書「ク(イ)納税証明書②全ての県税に滞納の証明」の発行ができないが、どうすれば良いか。
回答	納税証明書の添付に代えて、県内に事務所・事業所を有しないために（又は収益事業を行っていないために）本県での課税実績がないこと、及び収益事業を行ったこと等により県税が課された場合には必ず納期限内に納税することを誓約する書類を提出ください。 様式例をホームページに掲載しましたので、ご使用ください。